平成22年度に法科大学院派遣制度により派遣された職員は33人（うち検察官30人）で、このうち国家公務員としての職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態であるパートタイム型派遣による者が12人（同９人）、国家公務員としての職務に従事せず専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態であるフルタイム型派遣による者が21人（同21人）となっている。

法科大学院派遣の内訳

（単位：人）

	国公立大学大学院	私立大学大学院	国公立大学大学院、私立大学大学院の双方	合計
フルタイム型派遣	1	11	9	21
パートタイム型派遣	5	4	3	12

第３節　民間人材の採用の促進

１　公務の活性化のための民間人材の採用

民間人材を公務に活用する制度として、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の任用、③研究公務員の任期を定めた採用、④経験者採用システム、⑤官民人事交流など多様な制度がある。

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）は、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムで、平成10年４月１日から導入した。

対象となるのは、①実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、②新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、③公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、金融実務経験者、情報技術に関する専門家、原子力に関する専門技術者等を採用している。

この制度による平成22年度の民間人の採用状況は表１―７のとおりであった。

表１―７　民間人材の採用（規則１―24）に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	採用者数等					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
人事院	1					3
内閣官房	22	17				172
宮内庁	3			2	6	19
公正取引委員会	3	6	3	12	8	59
金融庁	5	7	20	16	9	216
法務省	2	7	10	15	2	36
公安調査庁	8			2	3	21
外務省	16	18	18	8	12	159
財務省		3	1	2	8	118
国税庁				1		2
文部科学省	3	8	4	3	2	122
厚生労働省		4	3	1		9
社会保険庁	8	2	42	7		59
農林水産省			5	8	6	26
水産庁				1		3
経済産業省	8	5	11	8	13	153
国土交通省	3	3	8	22	21	59
環境省				1		1
独立行政法人家畜改良センター						1
独立行政法人国立病院機構	11	16	15	19	6	76
日本郵政公社	66	140				254
合計	159	236	140	128	96	1,568

㈱　累計は制度発足時（平成10．4．1施行）以降の累積数

２　任期を定めた職員の採用

任期付職員法に基づく民間人の任期付職員制度は、試験研究機関の研究員等を除く一般職の職員について実施されており、２つのケースからなる。第１は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、第２は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期を定めた採用を行うことができるシステムである。第１により任期を定めて採用された職員には、その高度の専門性等にふさわしい給与を支給できることとなっている。

この制度による採用に当たっては、①高度な専門的知識経験等を有することについての適正な能力実証、②公募又は公募に準じた公正な手続きを経ることが必要であり、このことは、幹部職員への採用の場合も同様であり、人事院が承認を行う上での前提となっている。

平成22年度の民間人の採用状況は表１―８のとおりであり、幅広い府省において着実な活用が図られている。

表１―８　任期付職員法に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	22年度における採用官職の例	採用者数等					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
会計検査院	事務総長官房上席企画調査官付企画調査官		1	1	10	1	20
人事院	（人材局企画課採用指導官）	1	2	2			7
内閣官房	内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部主任開発官付	13	6	13	23	17	82